

重要事項説明書

第1条 宇野胃腸内科・脳神経内科が実施する指定介護予防居宅療養管理指導及び指定居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導等」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業目的）

第2条 要介護状態にあるもの（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

1. 宇野胃腸内科・脳神経内科が実施する指定居宅療養管理指導等の従業者は、要支援・要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
2. 指定居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業の名称及び所在地）

第4条 指定居宅療養管理指導等を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

- （1）名称 宇野胃腸内科・脳神経内科
- （2）所在地 三重県松阪市市場庄町 1105 番地 3

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）医師 2 人（常勤）

* 医師は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- （2）看護師 2 人（常勤）

* 看護師・准看護師は、医師が必要と判断した利用者について、居宅を訪問し、療養上の相談及び指導を行う。

(指定居宅療養管理指導等の種類及びサービス提供日、提供時間)

第6条 居宅療養管理指導等の種類及び提供日、提供時間は、次の通りとする

(1) 医師による居宅療養管理指導等 月～金 9時から18時

*但し、国民の祝日、年末年始を除く（訪問診療日に準ずる）

*電話などにより、上記時間外においても連絡が可能な体制とする。

(利用料その他の費用の額)

① 居宅療養管理指導費（Ⅰ）（1ヶ月に2回を限度）

1.単一建物居住者が1人 515円（1割負担の場合）

2.単一建物居住者が2～9人 487円（1割負担の場合）

3.単一建物居住者が10人以上 446円（1割負担の場合）

② 居宅療養管理指導費（Ⅱ）（1ヶ月に2回を限度）

1.単一建物居住者が1人 295円（1割負担の場合）

2.単一建物居住者が2～9人 285円（1割負担の場合）

3.単一建物居住者が10人以上 261円（1割負担の場合）

第7条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、窓口負担は下記の額とする。なお、介護保険の一部負担につき公費負担がある場合は、その分を減免とする。

(1) 指定居宅療養管理指導等の実施に要した交通費については、以下の額を徴収する

一律 300円

*交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(事故発生時の対応)

第8条 居宅療養管理指導等の事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の処置を講ずる。

(1) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- (4) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要事項を記載する。

(その他運営に関する留意事項)

第 10 条

1. 従業者の質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は宇野胃腸内科・脳神経内科が定める。

(付則 1)

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(付則 2)

令和 7 年 11 月に内容を一部変更、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

(付則 3)

令和 8 年 5 月に内容を一部変更、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。